

空港周辺環境対策事業 概要図

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(騒防法)等に基づく空港周辺環境対策事業

航空機の騒音評価指標(Lden)の値の大きさに応じて、騒音対策区域(第1~3種)を定め、必要な事業を実施

※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度。

夕方及び夜間に発生した騒音に重み付けを行った上で、1日に発生した全ての航空機騒音のエネルギー総量を平均した指標。

(2013年4月1日より、従来のWECPNL⇒Ldenに指標を変更。)

【第1種区域:Lden62dB以上】

- 住宅防音工事補助
 - ・住宅の防音工事、空調機器の更新等に対する補助
- 生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助
 - ・生活保護等世帯に対する上記工事で設置した空調機器稼働費の補助



住宅防音工事

【第2種区域:Lden73dB以上】

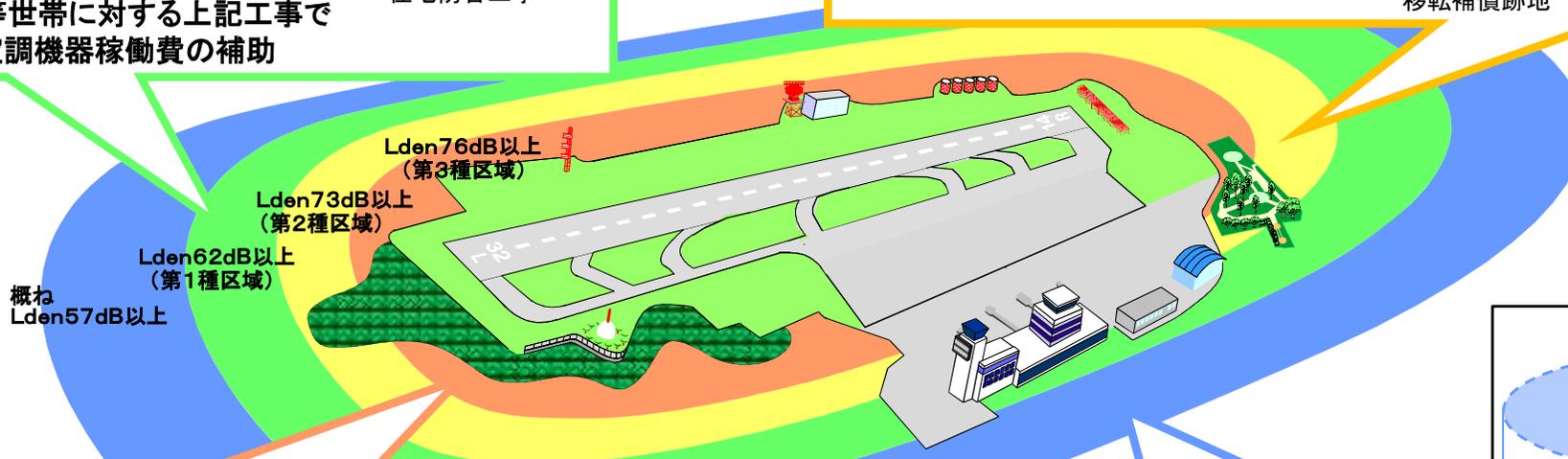
- 移転補償等事業
 - ・土地の買入や建物等の移転補償
- 周辺環境基盤施設整備事業補助
 - ・移転補償跡地を活用した公園等の整備に対する補助



移転補償跡地



公園等整備



【第3種区域:Lden76dB以上】

- 緩衝緑地帯等整備事業
 - ・移転補償跡地等において緑地帯の整備



緩衝緑地

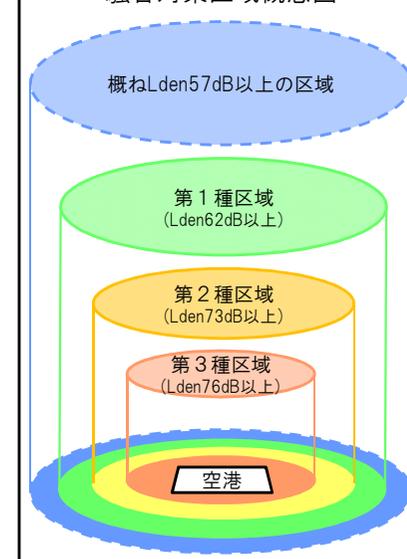
【概ねLden57dB以上の区域】

- 教育施設等防音工事補助
 - ・学校等の防音工事、空調機器の更新等に対する補助
 - ・公民館・集会所等共同利用施設整備に対する補助



学校等の防音工事(防音サッシ・空調機)

騒音対策区域概念図



騒防法の対象空港(特定飛行場 14空港)

函館、仙台、東京国際、成田国際、新潟、大阪国際、松山、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

成田国際空港は成田国際空港株式会社が、大阪国際空港は関西エアポート株式会社が実施。

国管理空港特定運営事業により、仙台空港は仙台国際空港株式会社が空港周辺環境対策事業を実施。

航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準について

(1973.12.27環境庁告示第154号) 改正 2007年環告114

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環境基準

地域の類型		基準値(単位:Lden)
I	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
II	上記以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下

(2) 達成期間等

飛行場の区分		達成期間	中間改善目標
新設飛行場		直ちに	
第3種空港及びこれに準ずるもの			
既設飛行場	第2種空港(福岡空港を除く)	A	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
		B	
	成田国際空港		10年以内
	第1種空港(成田国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2. 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

- (備考) ①既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 ②第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

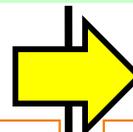
(注) 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、(2)の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

航空機騒音に係る環境基準(航空機騒音評価指標の変更)

- 我が国においては、航空機騒音の評価指標として、昭和48年以降、WECPNL値(加重等価平均感覚騒音レベル)を採用してきた。
- 近年、騒音測定機器の技術的進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことが可能となったこと、国際的には「Lden」(またはこれと類似した評価指標)が主流となっていることから、平成19年に環境基準が改正され、平成25年4月より、航空機騒音の新たな評価指標として、「Lden」が採用されている。

▼航空機騒音の評価方法の見直し

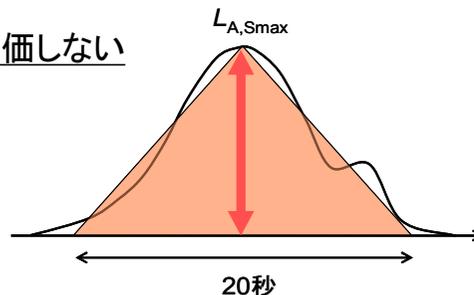
WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)



Lden(時間帯補正等価騒音レベル)

1日の騒音レベルの平均値に、発生回数から得られる指標を加味

- 測定された騒音の最大値と、騒音の継続時間を一律20秒と仮定して算出した単発騒音暴露レベル(LAE)に近似した値で評価
- 飛行騒音のみを評価し、地上騒音は評価しない
- 時間帯(昼・夕・夜)に応じた重み付け

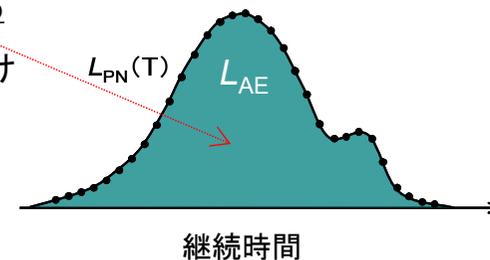


特徴

- 昭和48年当時の測定技術を前提とした評価方法
- 航空機の飛行騒音のみを評価
- 日本以外に採用している国が少ない

「日中」「夕方」「夜間」の時間帯ごとに測定した騒音レベルを、各時間帯に応じてそれぞれ重み付けした上で合計し、そこから1日の平均値を導き出す

- 騒音の実継続時間内の積分値から求めた単発騒音暴露レベル(LAE)により評価
- 飛行騒音とともに地上騒音も評価する
- 時間帯(昼・夕・夜)に応じた重み付け



改善点

- 測定技術の向上に伴い、より正確な評価が可能
- 地上騒音を含めた航空機騒音の総合評価が可能
- 主要各国で採用されており、国際的整合が図れる